

「小農民経営について」

——農民階級分析のための予備的考察——

南 育 広

1. はじめに

今日、わが国の農村社会学にあっては、「家」を、「むら」を構成する基本的単位とすることは広く承認を得ている。「家」と「家」との間に結ばれる種々の関係の上に「むら」ないし「村落共同体」が推定されてきた。そしてこの変化、変容を捉える場合、「家」の解体変化が「むら」の解体、変化として捉えられてきたといえる。ところで、この「家」の解体とは何であろうか。「家」をどのようなものとして理論的に推定するにしても、「家」そのものの存立を可能ならしめ、再生産を可能ならしめるものが、基本的には農業生産であることは認めなければならない。生産を基礎として、その上で具体的な生活が営まれている。それは生産と不可分の形で形成されてゆくものである。それはまた当然に、その基本的な生産手段たる土地の所有における変化を伴わざにはおかれない。それは農民層の分化、分解と深くかかわりあうものである。農民層の分解は、古い家父長制の農民が根本的に破壊されて、まったく新しい型の農村住民がつくり出されてゆく過程である。それは自給的耕作農民が商品経済にまきこまれてゆく中で分化し、単に分化するだけでなく、さらにブルジョアジーとプロレタリアートというまったく異なる二つの農村住民へと分解してゆく過程である。それは単に農民層の経済的な諸条件が変化することを意味するだけではない。この変化に伴って展開する農民層の社会的諸関係、生活意識といった農民層の生産、生活の全般に渡る変化として現われる¹⁾。それはまた農民層の歴史的階級的性格の諸変化を伴いつつ展開してゆく。この過程の出発点、それは農民が自ら土地その他の生産手段を所有し、同時に自分と自分の家族

による労働力で経営を行っていることである。この農民層がしだいに分化、分解し、その階級的性格を変質させてゆく。この過程が、「家」の解体であり、「むら」の解体であるといえる。この過程の基礎にあるのが小農民経営の解体である。小農民経営とは何か。

小論は、K・マルクスの論述を手掛りとしながら、小農民経営 (Kleinbauernwirtschaft, la petite culture) について明らかにしようとするものである。そうした際の手順として、まずマルクスの言う小経営 (Kleinbetrieb, la petite exploitation, la petite industrie) 範疇について整理、検討し、ついでその農業での発現形態たる小農民経営、及びその適合的土地所有形態たる分割地所有 (Parzelleneigentum, la petite propriété paysanne) について検討することによって、小農民経営範疇を明らかにしてみたい。

『資本論』²⁾において、小経営、小農民経営等についてまとまった形で述べられているのは、第1巻24章7節(フランス語版では第32章)「資本主義的蓄積の歴史的傾向」と第3巻47章5節の分割地所有を論じた箇所である。そこにおいては極めて圧縮された形で論じられている。それは『資本論』の目的としたのが「資本主義的生産様式であり、これに対応する生産関係と交易関係」(第1版序文)の解明であったことからすれば当然のことと言わなければならない。当該箇所の検討を通して、問題にせまってみよう。これは、農民層分解の論理的出発点における農民の経営、所有を明確にする為の予備的作業である。それはその後の階級分化、分解、農民の階級的性格を捉るためにも、またそうした農民によって構成される「むら」(「村落共同体」)の問題を考えるにあたっても避けて通ることのできないものである。

1) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』第1分冊(国民文庫) p. 207-226.

2) 本稿においては、フランス語版『資本論』(Édition établie et annotée par Maximilien Rubel, Karl Marx, Œuvres Économie, I. II. Gallimard, 1968) をテキストして用いた。フランス語版『資本論』の持つ意義に関しては、平田清明『経済学と歴史認識』(岩波書店, 1976) 林直道『フランス語版資本論の研究』(大月書店, 1977年) を参照されたい。なお基本的範疇の訳語は大月書店普及版に従った。

さらにもう一つ、古くは栗原百寿³⁾が、最近では中村正夫⁴⁾が指摘した、農村社会学における概念、範疇の使用的恣意性という批判に答えるための作業でもある。

2. 小経営（小農民経営）範疇に含まれる諸命題

資本主義的生産が成立するための前提は、生産者の生産手段からの徹底的な分離である。それは「自分の労働にもとづく私有」の解消としての「小経営」の解体にほかならない。

「小経営」とは何か。我々は、まずマルクスの言葉に耳を傾けてみよう。

(A) 「労働者が自分の生産活動の手段を私有することは、農業や手工業における小経営 (La petite industrie) の必然的帰結である。この小経営は、社会的生産の苗床であり、労働者の手の熟練や工夫する才覚や自由な個性をみがきあげる学校である。確かに、この生産様式は奴隸制や農奴制や他の隸属的状態の内部にもみられる。しかしそれが繁栄し、全精力を發揮し、完全な典型的形態を獲得するのは、労働者が自分で使用する労働の諸条件の自由な所有者である場合、すなわち農民が耕す土地の、職人が取り扱う道具の自由な所有者である場合だけであって、これはちょうど名人がその楽器の自由な所有者であるのと同様である。」⁵⁾

(B) 「土地所有が生産者による労働の生産物の所有のための一つの条件であり、また耕作者は、自由な所有者であろうと隸属民であろうと、自分の生活手段を、自立し、孤立した労働者として、自分の家族といっしょに労働しなければならないといった経営のもとでは、つまり、小経営においては、自営農民の自由な所有は土地所有の最も正常な形態である。」⁶⁾

この二つの引用文に、小経営、小農民経営範疇に含まれる全ての命題が含まれている。これを整理すれば、次の六つにまとめられる。

命題1. 小経営は生産様式である。

命題2. 小経営にあっては、生産者が生産手段を私

有していることが基礎となっている。

命題3. 小経営は奴隸制や農奴制といった隸属的諸関係の内部においても存続する。

命題4. 小経営にあっては、生産者は生産過程において孤立した労働者として生産を営む。

命題5. 小経営における基本的単位は、家族である。

命題6. 小経営が十分に典型的な形態を示すのは直接生産者が生産手段の自由な所有者である場合においてである。

以下では、小経営に含まれる諸命題について検討を加えることによって、小経営及びその農業での発現形態たる小農民経営範疇の内容を明らかにしてゆくことにしよう。

命題1について

小経営とは、マルクスによればそれはまず生産様式として捉えられている。生産様式概念は、わが国においてはスターリンの定義による「生産力と生産関係の統一」⁷⁾として、一般に理解されてきた。この通説に対して、少数意見ながら古くは芝田進午⁸⁾を始めとして、平田清明⁹⁾、芝原拓自¹⁰⁾、黒滝正明¹¹⁾等の見解がある。これらの人々の見解の間には少なからず相違が存在するが、そこにおいて共通に見られるのは次の点である。それは、生産様式を生産関係を含まない「労働過程の技術的社会的諸条件」¹²⁾として、つまり労働様式として理解しようとするものである。生産様式は労働過程における労働者と生産手段の結合のあり方として捉えられている。従って、生産様式は、生産手段が誰によって所有されているか、生産物はどのように分配されるかといった側面が捨象された概念である。それとともにそれぞれの生産力水準を表現するものである。しかしながら、生産様式は生産関係によって形態を規定され、生産関係はその生産様式の内容を規定するものもある。(例えば賃労働・資本関係——資本主義的生産様式。)確かに、マルクスは生産様式概念を全社会的規模における生産のあり方から、個々の経営体(工場、作業場)に至るまで極めて多義的な用い方を

3) 栗原百寿「農業経済学と農村社会学」「栗原百寿著作集」第8巻(校倉書房1974年)p.299-302.

4) 『現代社会学』第6号(講談社、1976年)での『農村社会学』(東大出版会)の合評会における中村正夫の発言。p.206. 参照。

5) K. Marx, "Le Capital" M. Rubel ed. K. Marx Œuvres Économie, I p. 1237.

6) ibid. II. p. 1417.

7) スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』(国民文庫) p.34.

8) 芝田進午『人間性と人格の理論』(青木書店、1961年)p.80-81.

9) 平田清明『市民社会と社会主義』(岩波書店、1969年)p.173.

10) 芝原拓自『所有と生産様式の歴史理論』(青木書店、1972年)p.23.

11) 黒滝正明『基本概念の動態的把握』、服部文雄編『講座、史的唯物論と現代』第2巻(青木書店、1977年)p.171-3.

12) 芝原拓自、前掲書p.23. ここで「社会的」と言われているのは、生産関係を意味しているのではなく、社会的分業、

或は労働の社会化といった意味である。

している。しかし、この概念を生産関係を含んだものとして理解したのでは、以下に見るように小経営によってマルクスが意味したものとの理解をあやまることになってしまう。小経営が労働過程における労働者と生産手段の結合という視角から規定されていることをまず第1に銘記すべきである。

命題2について

小経営においては生産手段の私有が基礎となっている。ところで、ここでマルクスの言う私有とは何であろうか。私有とは社会的集団的所有の対立物である。彼は先の引用文(A)の直前のパラグラフにおいて「集団的所有の対立物としての私的所有(私有)は、ただ労働手段と他の労働の外的諸条件が私人に属する場合に存在する。」¹³⁾と述べている。また「私人が労働者であるか非労働者であるかによって私有はその様相をかえる」¹⁴⁾ことを述べている。小経営について言えば、「集団的所有の対立物としての私有」のもとにおいて、その主体たる労働者が「生産活動手段の私有」者である場合にのみ存立するものである。これが小経営存立のための前提条件である。我々は、この前提条件がマルクスの所有の「二重の分析視点」から捉えられたものであることを知るのである。

福富正美は、マルクスの所有(土地所有)論が二重の分析視角から構成されていることを指摘する。彼は、「基本的生産手段としての土地がだれによって所有されているかという視点において論じられている」¹⁵⁾土地所有論を「疎外された労働の視点における土地所有論」と呼ぶ。また所有が「社会的生産過程の特定の発展段階の性格によってその経済的内容が規定されるもの」¹⁶⁾を社会的生産過程の発展段階における土地所有論と呼んでいる。マルクスが小経営において「疎外された労働の視点における土地所有論」から捉えたのが、「生産活動手段の私有」である。それが成立する為の前提として、小経営の基礎としての私有の成立が「社会的生産過程の発展段階における土地所有論」から規定されているのである。

それでは小経営の基礎たる私有が成立するのはいかなる段階であろうか。それは、マルクスがヴェ・イ・ザスリッチ宛の手紙の草稿において述べている「より原始的な共同体」から発展したところの、「農耕(業)共同体」の段階に他ならない¹⁷⁾。そこにおいて小経営の前提たる私有が端緒的に形成される。この二つの共同

体を区別する特徴的な性質を、マルクスは社会関係、家屋や土地の所有、生産や分配の形態の3点に渡って記している。「より原始的な共同体」とは、(1)、構成員の血縁的関係を基礎とする。(2)、共同家屋と集団的居住を経済的な基礎とし、(3)、労働は共同で遂行され、共同生産物は再生産のために保存される部分を除いては消費の必要に応じて分配される、このようなものである。これに対して「農耕共同体」とは次のような特徴をもつものである。(1)、自然的血縁関係という狭隘な紐帯から解放された自由な人間の最初の社会的集団として現われる。(2)、家屋及びそれに付属する屋敷は個人的な所有物となっている。(3)、耕地は譲り渡しえない共同の財産ではあるが、構成員はみずからに割当られた耕地をみずから勘定において經營し、その収穫物を自分のものとする。

家、屋敷地の私的所有と耕地の共同所有、共同体に相矛盾して存在する二元性が共同体に生命力を付与する。しかし、私的所有の成立・拡大は共同所有を次第に解体へと導いてゆく。それはやがて奴隸制・農奴制をその一系列に含む社会の二次的構成体へと移行する。「農耕共同体」は共有にもとづく社会から私有にもとづく社会への過渡的段階として位置づけられる。ここにおける小経営(小農民経営)生産様式の成立、開花。このように小経営範疇は、まさに人類史を俯瞰する巨視的な歴史的発展段階を構想する中で捉えられたものである。

命題3について

以上の考察から我々は第3の命題についてたやすく理解することができる。常識的に言えば、奴隸制の中に小経営が存在するというのはいかにも奇異に思える。我々が奴隸制といった場合まず想起するのは、古典古代におけるローマのラティフィンディウム、ギリシアのエルガステリオンであり、19世紀にアメリカ合衆国南部において全盛をきわめた綿花栽培にみられる黒人奴隸制である。

しかし、マルクスは「協業」について述べた箇所でこう言っている。「古代や中世や近代植民地における大規模な協業の散在的応用は、直接的な支配隸属関係に、たいていは奴隸制にもとづいている。これに対して資本主義的形態では自由な労働者を、自分の労働力の販売者を前提としている。歴史的には、それは、小農民経営や独立手工業経営(同職組合的形態の存否を

13) 14) Marx, op. cit., I, p. 1237.

15) 福富正美『共同体論争と所有の原理』(未来社, 1970年) p. 12.

16) 福富, 前掲書, p. 15.

17) マルクス「ヴェ・イ・ザスリッチの手紙への回答」大内力編『マルクス・エンゲルス農業論集』(岩波文庫) p. 85-6.

問わない)に対して発展する。これらに対して資本主義的協業は協業の特殊な一形態としては現われず、反対に協業それ自体が資本主義的生産の特殊形態として現われる。」¹⁸⁾また「分業」について「(前資本主義的生産様式の社会では)計画的で権威的な労働の社会的組織を示す一方、作業場内の分業はまったく排除されるか、矮少な規模でしか現われないか、または散在的偶然的にしか発展させない」¹⁹⁾と述べている。つまり協業や分業にもとづく大経営といったものは、前資本主義的生産様式の社会では、支配的な存在形態ではなく、むしろ散在的、偶然的な存在であり、小経営こそがその基本的な形態であるということである。奴隸制という概念から我々は土地占有奴隸制、家内奴隸制こそ想起すべきである²⁰⁾。

命題2において既に見たように、小経営は、社会的集団的所有の対立物としての私的所有の存在するところに、常に存在するものである。その存在形態は、発展諸段階、社会構成のあり方によって、異った様相を示すものである。それは服部え経流に言えば、私的所有の存在するところに存在する「不定範疇」²¹⁾として捉えられるものである。

命題4について

小経営生産様式にあっては、労働者は労働過程において孤立した労働者として現われる。それは先程見たように作業場内での分業は、前資本主義的生産様式の社会では、基本的形態として現われないことや、協業においても、協業そのものが小農民経営や独立手工業経営の対立物としてあることによるのである。しかしながら、この労働過程における労働者の孤立性は、社会的生産及び労働者自身の自由な個性の発展の為の一つの条件なのである。

労働過程は、人間と自然とのあいだの物質的代謝として捉えられる。人間は自然にたいし自分の腕、脚、頭、手を用いて働きかける。この運動は自然そのものを変化させるとともに、自分自身の人間性も変化させ

る。そこでは人間のうちに眠っている潜在的な諸能力を発現させる。この過程が純粹に個人的な過程である場合には、「頭の労働と手の労働」という後には分離してゆく諸機能のすべてを一人の労働者が一身に体現するのである²²⁾。こうして労働過程における孤立性は、労働者自身の個性を開花させるとともに、社会的生産諸力を発展させるのである。

しかし、小経営は社会的生産諸力の発展に対して一定の限界をもうける。それは生産手段の集積を排除し、生産手段を分散させていることによる。このために「大規模な協業、工場や農場での分業、機械の使用、自然に対する人間の科学的な支配、労働の社会的諸力の自由な発展、集団的活動の目的や手段や努力における共同と統一をも排除する」²³⁾のである。そのため社会や生産の狭く限定された状態の中でしか小経営は存立し得ないのである。

小経営が人間に對して持つ肯定的な意味と社会的生産の発展に對して持つ限界、これらは小経営それ自身のうちに持っている相反する二側面である²⁴⁾。

命題5について

小経営における労働過程の担手として現われるのが個々の家族である。それは社会的集団的所有が解体され私的所有が形成されてくる過程において、「人類社会形成の本源的な自然発生的な形態」である種族が解体される中から生み出されてくるものである²⁵⁾。この家族を基本的な生産単位として、生産、経営が行なわれるるのである。

以上我々は命題1から5までについて検討してきた。この小経営の農業での発現形態が小農民経営である。従って、そこではまず労働者が基本的生産手段である土地や農具を私有していることが前提である。先程、命題2においてこの私有が社会的集団的所有と対比されて規定されていることを見た。ところでここで言われる私有=私的所有はどのようなものとして規定されているのか。私的所有と言われる「所有」の内

18) Marx. op. cit. I. p. 874.

19) ibid., p. 899.

20) 土地占有奴隸制とは、奴隸が小さな土地をあてがわれて自身の生活手段を自分の労働でまかなう小経営を言い、家内奴隸制は、自由な土地所有者が補助的労働力として奴隸を用いる小経営を言う。詳しくは中村哲『奴隸制農奴制の理論』(東大出版会) 第2章を参照されたい。

21) 服部之継「絶対主義の社会的基礎」『服部之継全集』第10巻(福村書店) p. 52.

22) Marx. op. cit. I., p. 727-8.

23) ibid., p. 1237

24) この2側面は分割地所有(後述)のもとにおいて典型的なものとして現れてくる。

25) この点に関して、エンゲルスは次のように述べている。ドイツ語版第3版への注。「その後の人類の原始状態についての深い研究は、著者を次のような考えに導いた。もともとは、家族が発達して種族になったのではなく、反対に種族こそが、血縁関係にもとづく人類社会形成の本源的な自然な形態だったのであり、したがって種族の解体が始まってからはじめていろいろに違った家族形態が発展するようになった。」(op. cit. I. p. 1664-5)

容についてみておきたい。それは命題 6 が専ら所有の問題として提起されているからである。ここでは平田清明の所論²⁶⁾をもとにして、小農民経営の前提として述べられている私的所有を明らかにしておこう。

所有とは我々の日常意識からすれば、それは自分の物を持っているということである。そしてそれは現実的には所有権法という形で明確に規定されたものとして考えがちである。このような我々の日常的意識に對して、若き日のマルクスは次のように述べている。

「私的所有はわれわれをひどく鈍感にし、一面的にしてしまったので、われわれが対象を所有する (haben) ときにはじめて、したがって〔対象が〕資本としてわれわれに対して実存するか、あるいはわれわれによって直接に占有され、食べられ、飲まれ、われわれの身につけられ、われわれによって住まわれる等々、要するに使用されるときにはじめて、対象はわれわれのものである、というようになっている。」²⁷⁾と。

このような日常意識によって矮少化された所有概念に對して、本来の所有とは何であろうか。それは近代市民社会における近代的所有とそれ以前の諸社会における所有との対比として示される。マルクスは『経済学批判要綱』において、本源的所有について 3 つのモーメントを示している²⁸⁾。平田はこの 3 つのモーメントを次のように要約する²⁹⁾。

規定 1 「所有とは生産活動である。」

規定 2 「所有とは類への帰属である。」

規定 3 「所有とは意識関係行為である。」

この 3 つの規定から「所有」は次のように規定される。「所有 = Propriété = Eigentum とは、人間が、何らかの形態において類を形成しつつ、労働の客体的諸条件をわがものとすることであり、その成果の取得と享受を、相互に承認しあうことにはかならない。」³⁰⁾現実にはこれらの諸規定の一体をなしたものとして所有は存在する。しかし所有をこの 3 つの規定に解析することによって、平田は次のような対応関係を示す。規定 1 = 「具様態は、それ自体、生産様式であり生産力水準の表現でもある。」規定 2 = 「生産関係そのもの」規定 3 = 「経済的に基礎的な関係行為様式に立脚する社会的意識諸形態（とくに法形態）ならびにそ

の物理的強制形態」³¹⁾。

以上のような平田の見解から我々は、マルクスが小農民経営の基礎として述べている私的所有の意味を明確に把握できる。それは専ら規定 1 の視角から述べられているものである。

所有は一般に生産関係として捉えられている。しかし、本源的所有はそのように狭く限定されたものではありえない。それは人間の労働を通して、わがものとして獲得することである。それは獲得行為=生産として、まず第 1 に捉えられるものである。従って、そこには自然的生産諸条件に対する人間の働きかけ、生産活動における人間相互の関係、その関係上に成立する自他の区別という形での意識諸形態、これら 3 つのモーメントが含まれている³²⁾。小経営、小農民経営で言われる私有は、この最初のモーメント=規定 1 から述べられているものであって、専ら生産者の自然的生産諸条件に対する関係=結びつきとして規定されているものである。そこでは生産物の分配、所有（所有としての所有）ということは問題とされていない。労働過程における生産者と生産手段、すなわち生産様式の側面から規定されているのである。

従って、生産者が生産手段や労働条件の所有ではなく、単なる占有者にすぎないという形態においても、我々が小農業の命題 3 においてみたように、小農民経営は成立するのである³³⁾。そこにおいて所有関係は、直接的な支配・隸属関係として現われ、生産者は不自由人として現われる。それは所有規定 2 から見られたものであり、また所有規定 3 において何らかの「経済外強制」を伴うものである。しかしながら、所有規定 1 においては直接労働者として生産手段と本源的に結合しているものである。そこでは、直接生産者は自分の頭と手を用いて労働する。たとえその生産手段の占有者にすぎないとしても、彼は労働過程において生産手段の所有者と同様な関係を生産諸条件に対して結ぶ。それとともに自分自身の生活諸手段に対して所有者として関係する。

このように小農民経営の基礎としての私有には、単なる生産手段の占有者にすぎない場合も含まれている。こうした小農民経営が典型的な形態を獲得し、繁

26) 平田清明『経済学と歴史認識』(岩波書店、1971 年)

27) K. Marx, "Ökonomisch-Philosophische Manuskripte" 城塚・田中訳 (岩波文庫) p. 136.

28) K. Marx. "Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie" 高木監訳第 III 分冊 (大月書店) p. 425-8.

29) 平田、前掲書、p. 55-61.

30) 平田、前掲書、p. 56.

31) 平田、前掲書、p. 78.

32) 平田清明『市民社会と社会主義』p. 138-9.

33) Marx. "Le Capital" op. cit., II., p. 1399.

栄するためにどのような所有が実現されていなければならぬかが命題6として規定されているのである。

3. 「自由な土地所有」について

前節で我々は、小経営及びその農業での発現形態たる小農民経営に含まれる諸命題について検討してきた。そこで小農民経営が繁栄し、典型的な形態を獲得するためにはどのような所有が実現されていなければならないのか。命題6について検討を加えてみよう。

命題6について

小農民経営が典型的な形態を獲得するのは自由な所有が実現されている場合においてである。ところでこの自由とは何であろうか。マルクスは自由の反対である隸属状態について、「隸属状態は、夫役をともなう農奴身分から単なる貢納支払に至るまで、除々に弱くなってくる。」³⁴⁾と述べている。それは名目上の土地所有者のための剩余労働として、経済外強制によってもたらされる状態である。従って、ここにおける自由とは経済外強制からの自由として捉えなければならない。経済外強制は、労働地代、生産物地代、貨幣地代と地代形態が異なることによって、それぞれの場合のあり方が異なる。しかしながら、それは一般的に言えば人格的従属関係、人格的非自由、土地への緊縛等として現われる。こうした諸関係、状態から解放されていること、これがここに言われる自由の意味である。勿論、歴史的には貨幣地代の成立はこうした諸関係を形式化させる。そして、そうした中から自分の地代支払義務を買い戻すことにより、「自分の耕す土地の完全な所有権を持つ独立自営農民」³⁵⁾が生まれてくる。しかし、このような歴史的事実の進展と地代形態に伴う特質とは一応区別しておかなければならぬ。

これらの地代形態に伴う隸属関係から解放された「自由な土地所有」が分割地所有である。分割地所有についてマルクスは次のように言う。「分割地所有。ここにおいては、農民は、彼の生産の主要な生産用具であり、彼の労働と資本にとっての不可欠の從業場面をなす土地の自由な所有者である。この形態では借地料は支払われない。したがって、地代は剩余価値の区分

された形態としては現われない。」³⁶⁾

ここには次のような二つの規定が盛られている。一つは農民が「土地の自由な所有者」として現われること。つまり農民は直接的な生産者であると同時に主要な生産手段たる土地その他の生産諸条件の所有者として現われることである。他の一つは、剩余価値の区分された形態としての地代が支払われないということである。

最初の規定は、分割地所有のもとにあっては、直接生産者である農民が「経済外強制」から脱却した存在としてあることを示している³⁷⁾。この第一の規定をうけて、第二の規定においては分割地所有の地代論的規定を一層明確にする。経済外強制からの自由という第一の規定だけでは、近代的土地所有のもとにおける借地農業者も含まれてしまう。そこで剩余価値の区分された形態として地代が支払われないことを示すのである。

封建的土地所有のもとでは、地代は剩余労働=剩余価値の通例的な形態として現われる。これに対して、資本主義的生産様式に対応する地代（近代的土地所有）においては、平均利潤を越える剩余価値（超過利潤）として現われる。しかし、分割地所有にあっては剩余労働は農民自身のものとして現われる。ここにおいて分割地所有の封建的土地所有、資本主義的土地所有との地代論的差異が明確にされているのである。分割地所有は地代論の視点から規定された範疇である。したがって、そこにおいては土地面積の大小は問題とされていないのである。

分割地所有がこのような地代論から規定された範疇であるが故に、それは「古典古代の支配的で正常な形態」であり、その「最良の時代の社会的経済的基礎をなす」とともに、「封建的土地所有の解体から生まれてくる一つの形態として、近代諸国民のもとに見いだす」³⁸⁾のである。その具体的な例が、イギリスのヨーマリンであり、スウェーデンの農民身分、フランスやドイツの農民である。

しかし、我々の関心は「封建的土地所有の解体から生まれてくる」分割地所有であり、その上で営まれる小農民経営のあり方についてである。では、この分割地所有はどのような社会的経済的前提を持つのであ

34) ibid., p. 1399.

35) ibid., p. 1408.

36) ibid., p. 1414.

37) 井上周八は、この第1の規定をもって、分割地所有の基本的メルクマールとしている。（『立教経済学研究』第13巻1号 p. 241）しかし、分割地所有の規定は、この規定とともに第2の規定を受けることによって、その論理的性格を一層明確にするのである。

38) Marx. op. cit, II. p. 1416-7.

ろうか。「それ以前のより古い形態と同様に、農村人口が都市人口を数的にはるかにしのいでいるということ、すなわち、資本主義的生産様式が相対にわずかしか発達しておらず、従って、農業の他の生産部門でも、資本はまだ本質的に分散したままであり、その集積は制限されていることを前提している。このような状況のもとでは、農業生産物のかなりの部分は、直接的生活手段として、生産者である農民によって、消費されねばならない。ただそれを越える部分が商品となり、都市との商業の対象となる。」³⁹⁾ここで言われていることを整理してみよう。全社会的にみて、資本主義的生産様式の発達が未熟であって、農業部門はもとより、工業部門においても資本の集積が進んでおらず、分散した状態、このような社会の経済的条件のもとで分割地所有が成立する。その上に営まれる小農民経営、そこでの生産の目的は主として自己の生活の再生産であり、その超過部分だけが、商品として商業に入りこむ⁴⁰⁾。従って、分割地所有のもとにおいては、土地生産物の市場価格は、その価値に達することはないのである。それはこの形態で営む直接生産者=分割地農民が土地所有者、小資本家、労働者の三者を兼ねそなえた存在であるからである。ここにおいて「絶対的な制限」となるのは、労賃=労働者の生存および繁殖費の価格である⁴¹⁾。故に自己の再生産が可能な限り農民は土地を耕作し続けるのである。

このような分割地所有のもとでの小農民経営の第1の「正常な補足をなしている」のが「農村家内工業」(l'industrie domestique rurale) であり、第2の補足をなしているのが家畜の飼育を可能にする「共有地」(la propriété communale) である。

4. 分割地所有の二側面

我々は命題6において小農民経営に最も適合する「自由な土地所有」として分割地所有を見てきた。この土地所有の上で営まれる小農民経営はどのような方向へ進展してゆくのであろうか。そこにおいてイギリスに典型的に見られるように資本主義的農業への転化を示すものか、それとも別の方向をたどるものか。小農民経営の進展の方向を「分割地農的土地所有そのものに含まれる『必然』と『限界』」⁴²⁾として見ておこう。分割地所有は二つの相矛盾する側面をそれ自

身のうちに持っている。一つはその発展的・積極的側面であり、一つはその停滞的・消極的側面である。この分割地所有の持つ二側面は、その上で営まれる生産=小農民経営自身が持っている二側面でもある。

A 発展的側面

分割地所有のもとにあっては、所有、経営、人格の三者が不可分の関係として現われる。それはこの所有形態が、労働する者に対して労働諸条件の完全に自由な所有を保証するからである。そこでは、労働者は労働過程において、自由な創造性を発揮することが可能であり、また労働者はその労働能力を発揮することにより人格としての個体性と自由とを獲得する。このように分割地所有のもとにおける生産は、「人格的自立性」と「小経営生産様式の完全な発展」のための基礎となる。それとともに「農業の発展にとっての必要な要素」⁴³⁾でもある。

このような点の確認は、封建的土地所有のもとに置かれた小農民経営と比較すればたやすくできる。封建的土地所有といつても地代形態が異なればそこに現われる生産者のあり方が変ってくる。しかし、少なくとも封建的土地所有のもとにあっては、直接生産者は土地の付属物として、その剩余労働が「経済外強制」によって榨取されるとともに、人格が土地の中に埋没した状態になっている。そこで営まれる生産が小経営=小農民経営である限り、労働者は労働過程において独立して労働する。ここに小農民経営の社会的生産力及び人格的自立性の発展への萌芽が存在するのである。しかしながら、その基本的生産手段たる土地の所有関係を人格的支配隸属関係が規定している。分割地所有はかかる人格的支配隸属関係から生産者を解放する形態であり、その故にその発展的性格をいっそう明確にするものである。

B 停滞的側面

分割地所有のもつ発展的側面、それはまた停滞的側面となって現われる。労働過程における孤立性、独立性は、「労働の社会的生産力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的な集積、大規模な牧畜、農耕のための科学の累進的な応用を排除する」⁴⁴⁾ものである。それは狭い限られた範囲内での発展でしかありえない。そこにおける土地は集積されず、個々の生産者によって分散的に所有されている。かかる耕地の形態は、生産

39) ibid. p. 1414

40) ibid., p. 1414-1415

41) ibid.

42) 高橋幸八郎『市民革命の構造』(御茶の水書房) p. 217.

43) Marx. op. cit., II., p. 1414-1415.

力の発展に対して一定の限界を有している。

また、ここにおける生産の補足物たる「農村家内工業」及び「共有地」は、生産者に自給自足性を確保させる。それとともに、狭い範囲内での自足性の保証は、生産者に保守的停滯的な性格もまた付与するものである。この「農村家内工業」、「共有地」の消滅は、小農民経営としての存立を阻害するものである。

さらに分割地所有のもとにおける土地価格の成立は、分割地所有者を高利と租税によって貧困化させる。「高利と租税は、どこでも分割地所有を不可避的に没落させる。土地の購入に資本を投入することは、耕作に投資することにはならない。生産手段は無限に分散したままであり、他方、生産者は孤立した状態に追いやられる。人間力の浪費は莫大である。生産条件がますます悪化し、生産手段が高騰することは、分割地所有の必然的法則である。小農民経営にとっての豊作の不幸。」⁴⁴⁾

自由な土地所有の成立は土地価格の成立をもたらす。生産者は土地の自由な所有者として、土地及びその成果を自由に享受、処理しうるようになる。この分割地所有のもとでは資本還元された地代にほかならない土地価格が、一つの前提となっている。土地の商品としての成立は、土地の流動、売買を可能ならしめる。しかし生産者が土地の購入に資本を投入することは農業資本の投下とはならず、かえって自らの生産面で自由に処分できる資本の量を減らし、再生産基盤を狭めることに他ならない。それは土地価格が土地生産物の価格にはいることができるのは次の二つの場合だけだからである。一つは土地生産物の価値が生産価格よりも高く、市場関係が、土地所有者にこの差額利益を許す場合である。一つは独占価格が存在する場合である⁴⁵⁾。この二つは分割地所有の場合には稀である。それは分割地所有のもとでの生産は、自家需要の充足を第一の目的としていることから必然的に導かれるものである。それ故、土地買入れのための貨幣資本の調達、支出は高利への従属へと導く。土地購入のための資本調達は、分割地所有の置かれた社会的経済的前提から極めて限られたものであるからである。一つは農業における本来の信用制度の未発達、一つは資本形成の未熟さ、一つは土地の需給関係における土地

価格の上昇である。自分の生活の自足を目的とする生産にあっては、土地そのものに対する渴望、執着はより強いものとなり、土地に対する競争は土地価格の上昇をもたらす⁴⁶⁾。このような分割地所有のもとにおける土地価格の成立は、農民を分化、分解させてゆくのである。

以上、我々は分割地所有及びそのものの生産に存する二側面について見てきた。ところでこの分割地所有の意義について次のような異なる三つの見解がある。

まず第一の見解は、阪本楠彦、栗原百寿等によって代表される見解である。阪本は次のように述べている。「Parzelleneigentum は、農民層の分解をさまたげ、農業の資本主義化をさまたげる土地所有制度であるから……。」⁴⁷⁾また栗原は「分割地所有のもとでは、中大農的発展の方向はきわめて困難な道でなければならない。もともと、分割地所有にもとづく高額地価ないし高率負債のもとでは、中大農的な差額地代部分ないし超過利潤部分も必ずしも経営上向の発条となりえないのであって、限定された上向傾向とはげしい転落傾向とをふくむ一般的な没落傾向が分割地農民の運命であったのである。」⁴⁸⁾と述べている。両氏にあっては分割地所有は資本主義的農業への転化を阻止するものとみなされている。

これに対して分割地所有を資本主義的土地所有へと必然的に転化するものとして捉える見解がある。上原信博は次のように述べている。分割地的土地所有の「本源的地代形態から資本主義的地代への過渡形態を論ずるとき……この分割地的土地所有が資本主義的土地所有（近代的土地所有）に推進せざるをえない」という意味での過渡性なのである。⁴⁹⁾また、平田清明も「分割地的小土地所有（小経営的生産様式）の資本主義的大土地所有（資本主義的生産様式）への移行こそが、いかなる国民的な特殊条件をふみこえて進展しないではない、『必然的な経済発展』の道として世界史を貫徹する」⁵⁰⁾と述べている。

このような見解に対して、第三の見解として分割地所有の推進に対して一義的に規定することに反対するものがある。井上周八は「分割地農民は一般に発展的であり、富裕であるとか、停滞的であるとか言い得

44) ibid., p. 1417.

45) ibid.,

46) ibid., p. 1420.

47) ibid.,

48) 阪本楠彦『農業経済概論（全）』（東大出版会）p. 106.

49) 栗原百寿「分割地農民の理論的諸問題」『栗原百寿著作集』第8巻（校倉書房）p. 161.

50) 上原信博『農業政策論』（有斐閣）p. 27.

51) 平田清明「分割地所有と地代範疇」山田盛大郎編『変革期における地代範疇』（岩波書店）p. 286

ないのであり、また一義的に両極分解することか、滯留するとかは言い得ないのである。」⁵²⁾また平野紘子は「分割地所有は地代論的範疇であるからその形態下における経営の展望（小商品生産→資本家・労働者）の如何はその条件に入ることはない。」⁵³⁾と述べている。

このような諸見解に対してどのように考えるべきであろうか。阪本や栗原に見られる第1の見解のように分割地所有をもっぱら否定的に規定するのは誤っているといわなければならない。それはこの所有形態が「農業の発展にとっての必要な要素」として捉えられており、封建的土地所有から解放された形態として、発展的意義を持つものであるからである。これと同じように第2の見解のように一義的に資本主義的土地所有へと発展するものとして捉えるのも誤りであるといわなければならない。確かに分割地所有のもとの生産者は、その内に農民層の分化、分解の契機を含んでいる。しかし分割地所有は先にも見たように地代論として述べられているのであって、それ自体のうちには分解の方向規定を含んでいないのである。経営の上における分化、分解と土地の所有は明確に区別しなければならない。従って、そこには資本主義的土地所有への必然的転化については述べられていないのである。

ここで我々が想起しなければならないのはマルクスが資本主義的土地所有=資本主義的農業の成立として念頭に置いているのは、その典型的事例たるイギリスについてであるということである。それは「いわゆる本源的蓄積」の箇所において資本の前史として歴史的に生起した一典型として述べられている。そこにおいては「共有地」の横奪により、大土地所有者が生み出され、地主、資本家の借地農及び労働者という、いわゆる「三分割制」(tripartite or threefold division)への起点となったことが示されている。すなわち近代的土地所有の成立が、資本主義的土地所有の成立を意味しているのである。またそこでは大工業が農村家内工業を滅ぼすとともに、機械による資本主義的農業の可能性がはじめてたらされたことが述べられている。そしてこうした条件のもとにおいて耕作されていた土地にあっては「人間と土地とのあいだの物質代謝」が攪乱されるのである。つまり、資本主義的農業の成立、これが分割地所有を滅ぼすのである。しかし、

分割地所有の上の生産の補足物たる「共有地」と「農村家内工業」の消滅は、イギリスに見られるように資本主義的土地所有の成立をもたらすのであろうか。「共有地」「農村家内工業」が消滅しても資本主義的農業の成立をみない場合が考えられる。むしろ現実にはこうした例のほうが多いのではないだろうか。それは分割地所有が地代論として論じられていることによる。我々は宇野弘蔵の次の言葉に注意すべきである。「資本主義の発生、発展の過程は封建的土地所有の崩壊をともなわざにはいないのであって、土地所有の近代化はその前提条件をなすものである。それは直ちに資本家の土地所有を意味するものではない。農業自身が資本家の経営されるところに始めて土地所有の資本家の形態が確立される。」⁵⁴⁾つまり、土地所有の近代化、自由な土地所有の成立は資本主義的土地所有成立のための必要条件ではあるが、充分条件ではない。そのためには農業経営そのものが資本家の形態をとつてなければならないのである。農外部門における資本、賃労働関係の成立と農業における資本主義的形態とは必ずしも一義的に対応するものではないのである。

この分割地所有の二側面のいずれの面が強く現われるかはそれぞれ国家、社会が置かれた歴史的、経済的、政治的環境、状況によるものであるといわなければならない。この点に関して小林昇は「割地農的土地所有（=分割地所有）の形態は、それが生まれたそれが置かれた世界史的状況と段階とに応じて異った歴史的意義をもつ」⁵⁵⁾と述べている。高橋幸八郎も同様のことを述べている⁵⁶⁾。それがイギリスにおいて見られたように資本主義的農業への過渡的性格として現われるものか、それとも『ルイ・ボナパルト・ブリューメルの18日』において描かれた分割地農民⁵⁷⁾の如く固定的性格をとつて現われるかは、分割地所有の規定そのものには含まれていないのである。

分割地所有は小農民経営に最も適合的な土地所有形態として、論理的規定を与えられているにすぎない。すなわち小農民経営が資本主義的農業への転化を示すか、それとも萎縮してしまったまま存続してゆくのかについては述べられていない。ただ二つの異った方向が指定されるにすぎないのである。

52) 井上周八「農民的分割地所有の基礎的考察」『立教経済学研究』第13巻1号 p. 261.

53) 平野紘子「「自由な農民的 土地所有」に関する覚書」『三田学会雑誌』第49巻11号 p. 50.

54) 宇野弘蔵『農業問題序論』(青木書店) p. 185.

55) 小林昇「割地農民の歴史的意義」『商学論集』第18巻2号 p. 10.

56) 高橋幸八郎、前掲書 p. 217.

5. おわりに

以上我々は、小経営及び小農民経営に含まれる6つの命題について見てきた。小農民経営は、労働過程における生産者と生産手段との結合関係に焦点を置きながら、社会的集団的所有が否定され私的所有が形成される過程の中から生成されるものとして、世界史的な視角から捉えられたものである。しかし、この小農民経営が、十分に典型的な形態を獲得し、繁栄するためには「自由な土地所有」、即ち分割地所有が実現されていなければならない。この分割地所有のもとにおける小農民経営こそ農民層分解の出発点であるといえる。しかしながら分割地所有のもとでの小農民経営の進展の仕方については、小農民経営の置かれた歴史的、社会的条件によるといわなければならない。

また、小農民経営は、経営規模が小さいという意味で、具体的な階層区分として用いられる範疇ではない。ヨーロッパにおいてF・リスト⁵⁹⁾以来、伝統的な階

層区分として用いられている大農・中農・小農・零細農という区分は、経営規模の大小に関するものである。ここに言われる大農は別として、中農、小農、零細農は、生産者と生産手段の関係から言えば、それらはいずれも小農民経営である。それは小農民経営が歴史的社会的環境のもとで、分化、分解した結果に他ならない。

この小農民経営は決して単独に存在し、生産及び生活を営んでいるのではない。常に他の小農民経営と何らかの関係を結びつつ存在しているものである。そうした関係の枠組として形成されるのが「村落共同体」であり「ムラ」である。そこにおける結合原理、契機の存り方も、小農民経営の分化、分解によって変化していくといえる。そうした結合原理、契機の変化をさぐることが、「ムラ」の変化、変容をさぐることである。

本稿においては、こうした具体的な作業のための予備的考察として、階級分化、分解の論理的出発点たる小農民経営範疇について明らかにしたのである。

57) K. Marx "Der 18. Brumaire des Louis Bonaparte" 村田陽一訳（国民文庫）p. 147—155.

59) F・リスト『農地制度論』（岩波文庫）小林昇訳 p. 38.